



政府統計

報道関係者 各位

令和8年3月30日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 渡 邊

室長補佐 渡 邊

労働経済第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線7622)

(直通電話) 03(3595)3145

労働経済動向調査（令和8（2026）年2月）の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、労働経済動向調査（令和8（2026）年2月）の結果を取りまとめましたので、公表します。

「労働経済動向調査」は、景気の変動が雇用などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題等を把握することを目的に、四半期ごとに実施しています。また、今回は特別項目として、「令和8（2026）年新規学卒者の採用内定状況」及び「AIの導入状況」についても調査しています。

本調査は、令和8（2026）年2月1日現在の状況について、主要産業の規模30人以上の民営事業所のうちから5,786事業所を抽出して調査を行い、3,136事業所から有効な回答を得ています。

（調査結果のポイント）

1 正社員等労働者数が「増加」とする事業所割合が多い（令和8（2026）年1～3月実績見込）

○雇用判断D.I.（「増加」－「減少」）（注1）

・調査産業計	正社員等雇用 +6ポイント	パートタイム雇用 +2ポイント
・産業別（雇用判断D.I.のプラスが大きいもの）		
正社員等雇用	「情報通信業」	+14ポイント
	「不動産業、物品賃貸業」	+13ポイント
	「学術研究、専門・技術サービス業」	+10ポイント
パートタイム雇用	「不動産業、物品賃貸業」	+11ポイント
	「サービス業（他に分類されないもの）」	+9ポイント
	「情報通信業」、「運輸業、郵便業」	+7ポイント

【P5表1、図1、P6表2、図2、P16付属統計表第2表】

2 正社員等、パートタイム労働者ともに、「不足」とする事業所割合が引き続き多い（令和8（2026）年2月1日現在）

○労働者過不足判断D.I.（「不足」－「過剰」）（注1）

・正社員等労働者（調査産業計）	+49ポイント（+49ポイント）
・パートタイム労働者（調査産業計）	+28ポイント（+28ポイント）

【括弧内は令和7（2025）年11月1日現在の数値。P7表3、表4、P8図3、図4、P17付属統計表第3－1表】

3 AI[※]の導入状況（令和8（2026）年2月1日現在）

○AIを導入している事業所の状況（調査産業計）をみると、「AIを導入している」31%、「AIを導入していない」67%となり、企業規模が小さくなるほど「AIを導入していない」とする割合が多くなっている。

○「AIを導入している」事業所のうち「AI活用後に効果があった」とする割合は78%となっており、それらの事業所について、効果があった内容（複数回答）をみると、「作業負担の軽減や作業効率の改善」とする割合が91%と最も多く、次いで「品質の向上」33%、「労働時間の短縮や休暇・休日の増加」25%などとなった。【P13表7、P14表9】

※ 本調査における「AI」とは、人間の知的な能力（認知、予測や推論、言語処理、画像や音声の生成など）を代替する機能、及びこうした機能を用いて、入力された情報を処理・出力する機能をもったソフトウェアやシステム全般をいい、「生成AI」を含む。

また、「AI導入」とは、事業所においてAIを有償契約で導入しているものをいい、自社開発している場合を含む。ただし、労働者個人が独自にAIを導入している場合を除く。

調査結果の詳細は、別添概況をご覧ください。

（次頁に続く）

(注1) 「D.I. (Diffusion Index: デイフュージョン・インデックス)」とは、変化の方向性を表す指標である。

(1) 「雇用判断 D.I.」は、労働者数について、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。なお、季節による変動があるため、季節調整(注2)を行っている。

この判断 D.I. がプラスであれば、前期間末よりも増加させた事業所が多いことを示す。

(2) 「労働者過不足判断 D.I.」は、調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

この判断 D.I. がプラスであれば、人手不足と感じている事業所が多いことを示す。

(注2) 今回公表の季節調整値は、令和7(2025)年11月調査以前の数値を過去に遡って改訂している。

※ 調査項目の変更について

「労働経済動向調査」は、調査項目の見直しを行い、令和7(2025)年8月調査より調査項目の一部を変更しました。このため、概況の掲載内容についても一部を変更しています。

調査項目の変更等の詳細については、別添概況の3~4頁「Ⅲ 利用上の注意」の11~19をご覧ください。